

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月4日
【報告者の氏名又は名称】	エヌ・シー・ホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5793 - 2377
【事務連絡者氏名】	代表取締役 川原 浩
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	エヌ・シー・ホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、エヌ・シー・ホールディングス株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社日本医療事務センターを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社日本医療事務センター

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成20年7月22日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（取締役及び監査役用）

平成20年6月27日開催の対象者第40回定時株主総会及び平成20年7月22日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（使用人用）（以下 と を総称して「本新株予約権」といいます。）

(3)【公開買付期間】

平成23年9月20日（火曜日）から平成23年11月2日（水曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（14,991,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（15,964,659株）が買付予定数の下限（14,991,300株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年11月3日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	15,712,659（株）	15,712,659（株）
新株予約権証券	252,000	252,000
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	15,964,659	15,964,659
（潜在株券等の数の合計）	（252,000）	（252,000）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	159,647
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	2,520
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(g)	217,059
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	72.49

(注1) 「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、公開買付者が本公開買付け前より所有していた普通株式(100株)に係る議決権の数(1個)、本公開買付けに応募された普通株式(15,712,659株)に係る議決権の数(157,126個)及び「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」に記載されている本公開買付けに応募された本新株予約権(2,280個)の目的である普通株式(252,000株)に係る議決権の数(2,520個)の合計です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者の平成24年3月期(第44期)第1四半期報告書(平成23年8月15日提出)記載の平成23年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式及び単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年8月15日に提出した平成24年3月期(第44期)第1四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(23,801,378株)に、対象者の平成23年3月期(第43期)有価証券報告書の訂正報告書(平成23年9月16日提出)に記載された平成23年6月27日現在の本新株予約権の目的となる対象者普通株式の最大数(310,000株)を加え、対象者が平成23年8月5日に公表した「平成24年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数(2,089,215株)を控除した22,022,163株に係る議決権の数220,221個を分母として計算しております。なお、平成23年3月期(第43期)有価証券報告書の訂正報告書(平成23年9月16日提出)において確認できる本新株予約権の目的となる対象者普通株式の最大数(310,000株)は平成23年6月27日現在の数となりますが、対象者によれば、同月28日から同月30日まで本新株予約権の数に変動はなく、平成23年6月30日現在の本新株予約権の目的となる対象者普通株式の最大数も310,000株であるとのことです。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。